

2022年9月12日

各位

株式会社新生銀行
SBI マネープラザ株式会社

新生銀行とSBI マネープラザとの 不動産小口信託受益権等に係る顧客紹介契約締結のお知らせ

株式会社新生銀行(本社:東京都中央区、代表取締役社長:川島 克哉、以下「新生銀行」と)とSBI マネープラザ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役:太田 智彦、以下「SBI マネープラザ」)は、新生銀行のお客さまが有する不動産関連商品へのニーズに対応するため、不動産小口信託受益権などを取り扱うSBI マネープラザにお客さまを紹介する顧客紹介契約を締結しましたので、お知らせいたします。

SBI マネープラザは、2017年に不動産小口信託受益権第1号案件の取扱いを開始して以降、累計10案件、160億円以上を販売し、多くのお客さまの不動産投資ニーズや相続・贈与対策ニーズに応えてまいりました。この度の顧客紹介契約は、新生銀行の全国27箇所の店舗等を通じてお客さまへよりよい商品を提供し、お客さまの資産形成や相続に関するお取り組みを支援すべく、締結に至ったものです。

両社は今後もお客さまに求められる金融グループであり続けるべく、SBIグループの一員として「顧客中心主義」を徹底し、より良い商品やサービスの提供ができるよう努めてまいります。

<SBI マネープラザの不動産小口信託受益権について(2022年8月31日時点)>

商品名	不動産小口信託受益権(※)
権利形態	不動産信託受益権
投資単位	2口 1,000万円以上 500万円単位(法人のお客さまは10口 5,000万円以上 500万円単位)
特長	<ol style="list-style-type: none"> 厳選した首都圏の不動産を受益権化 管理運営の手間入らず、安定的な配当収入 不動産の権利を均質・均等に分割所有
販売実績(1~10号案件)	累計販売額 16,605百万円 累計投資家数 815名

※不動産信託受益権とは、「不動産を信託銀行等に信託し、その不動産から得られる利益(賃料収入や売却益など)を受け取ることのできる権利」を言い、不動産小口信託受益権とは、お客さまが購入しやすくなるように「不動産信託受益権を小口化(購入単位を1口 500万円(最低購入単位は2口以上))すること」で、お客さまの利便性を高めることを意図した、SBI マネープラザ独自の商品名です。

<株式会社新生銀行の会社概要(2022年6月30日時点)>

会社名	株式会社新生銀行
代表者	川島 克哉
本店所在地	東京都中央区日本橋室町 2-4-3 日本橋室町野村ビル
設立年月日	1952年12月
資本金	5,122億円

<SBI マネーブラザ株式会社の会社概要(2022年9月1日時点)>

会社名	SBI マネーブラザ株式会社
代表者	太田 智彦
本店所在地	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー17 階
設立年月日	2008 年 3 月
資本金	1 億円

以上

<本プレスリリースに関するお問い合わせ先>

新生銀行 グループ IR・広報部
報道機関のみなさま: Shinsei_PR@shinseibank.com
株主・投資家のみなさま: Shinsei_IR@shinseibank.com

SBI マネーブラザ株式会社
総合企画部 03-6229-0166